

# 井原市不妊治療費助成事業のご案内



井原市では、保険適用の生殖補助医療（体外受精・顕微授精）を受けるご夫婦に対し、不妊治療に要した費用の一部を助成します。

## 助成の対象となる方 次の要件全てに該当する夫婦（事実婚関係にある者を含む）

- ①夫婦の少なくとも一方が、井原市に住所を有すること
- ②医療機関で、不妊治療を行うための治療計画の作成を受けていること（令和7年4月1日以降の作成が対象）
- ③夫婦及び同一世帯の者が市税等の滞納がないこと
- ④当該治療について、井原市又は他の自治体から助成を受けていないこと

## 助成金額



1回の治療につき、医療機関へ支払った医療費の1/2（1,000円未満切り捨て）で上限10万円

\*先進医療は除きます。

\*夫婦ともに治療を行った場合は、合計額で算定します。

\*医療保険者から高額療養費・付加給付の支給を受ける場合は、その額を差し引いた額を助成対象額とします。

## 申請期限

当該治療費を支払った同じ年度内に申請してください。

\*高額療養費や付加給付の決定に時間を使い、年度を超える場合は、当該治療費を支払った日から6ヶ月以内に申請してください。

## 申請に必要な書類 健康医療課（井原保健センター内）へ提出してください。

全員提出	<input type="checkbox"/> ①井原市不妊治療費助成事業交付申請書（様式第1号）
	<input type="checkbox"/> ②井原市不妊治療費助成事業受診証明書（様式第3号）…文書料は自己負担です。
	<input type="checkbox"/> ③医療機関が発行する領収書（原本）
該当する方のみ提出	<input type="checkbox"/> ④井原市不妊治療費助成事業調剤証明書（様式第4号）…院外処方がある場合
	<input type="checkbox"/> ⑤保険薬局が発行する領収書（原本）
	<input type="checkbox"/> ⑥夫婦であることを証明する書類…裏面を参考にしてください。
	<input type="checkbox"/> ⑦市税等の滞納がないことを証明する書類…井原市以外に住民登録がある場合
	<input type="checkbox"/> ⑧高額療養費又は付加給付の支給決定通知書…医療保険者から支給を受ける場合

\*提出書類を確認し、不明な点がある場合は、追加で書類の提出をお願いする場合があります。



申請内容を審査し、決定通知書を郵送にてお届けします。交付決定者には口座振込により支給します。

### 問い合わせ・書類提出先

井原市健康医療課（井原保健センター内）

井原市上出部町658番地2 ☎(0866) 62-8224

**【夫婦ともに井原市に住所を有する者】**

区分		必要な証明書類	
法律上の夫婦	夫婦ともに日本国籍	同一世帯	
		別世帯	
夫婦のどちらかが外国籍	同一世帯	同一世帯	
		別世帯	
夫婦ともに外国籍	同一世帯	夫婦のどちらかが世帯主	なし
		夫婦ともに世帯主でない	・日本国籍を有する者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
	別世帯	・婚姻事項がわかる証明書	
事実婚関係にある者		夫婦のどちらかが世帯主	・両人の住民票の写し (続柄を記載のもの) ・両人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・事実婚関係にあることの申立書 (様式第2号)
		夫婦ともに世帯主でない	・両人の住民票の写し (戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの) ・両人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・事実婚関係にあることの申立書 (様式第2号)
		別世帯	・両人の住民票の写し (戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの) ・両人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・事実婚関係にあることの申立書 (様式第2号)

**【夫婦のいずれかが市内に住所を有する者（別世帯）】**

区分		必要な証明書類	
法律上の夫婦	夫婦ともに日本国籍	・市外者の住民票の写し (戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの) ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	
	夫婦のどちらかが日本国籍	・市外者の住民票の写し (戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの) ・日本国籍を有する者の戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	
	夫婦ともに外国籍	・市外者の住民票の写し (戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの) ・婚姻事項がわかる証明書	
事実婚関係にある者		・両人の住民票の写し (戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの) ・両人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・事実婚関係にあることの申立書 (様式第2号)	